告が
ります

確定申告期間は 1/23(水)~3/15(金)です

所得税・住民税申告の時期が近づいてきました。申告した内容は、市・道民税(住民税)だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種手当を計算する上での基礎資料となりますので、忘れずに申告しましょう。

申告が必要な方

◆年末調整をしていない方
年の途中で退職し、その後勤めていない方。年の途中で退職し、再就職した事業所で前職分を含めた年末調整をしていない方など。

◆源泉徴収票に記載されている控除に変更があった方
勤務先や年金支払者から配布された源泉徴収票に記載されている控除(社会保険料控除・障害者控除・扶養控除・寡婦(夫)控除など)に変更があった場合、追加したい控除がある場合は申告が必要です。

◆医療費などを自分自身や家族のために支払った方
次に掲げる場合は、申告により控除を受けることができます。
①医療費(保険などで補てんされる金額を除く)が、10万円または所得の5%のいずれか少ない金額を上回る場合【医療費控除】
②特定一般用医薬品等購入費(保険などで補てんされる金額)が、1万2千円を上回る場合【医療費控除の特例】
※控除の適用は①か②の選択となります

◆住宅ローンを利用して家の新築や購入、増改築をした方
平成30年以前に入居した方で、一定の要件を満たす場合、借入金などの年末残高の合計額を基に計算した金額を所得税額から控除することができます。**初年度は札幌北税務署で確定申告してください。**

◆生命保険などの満期返戻金などがあった方
受け取った保険金の総額から、払い込んだ保険料などの金額を差し引いた金額が50万円を超える場合はその2分の1が一時所得となりますので、申告が必要です。

◆個人年金保険の給付金があった方
受け取った給付金の総額から、払い込んだ保険料などの金額を差し引いた金額が雑所得となりますので、申告が必要です。

◆自営業、家賃・地代収入、土地・建物・株などの譲渡収入があった方
札幌北税務署で確定申告をしてください。保険の外交員や検針人などの家内労働者などは、報酬から差し引く必要経費として65万円まで認められる特例があります。

◆非課税収入(障害年金、遺族年金、労災保険、失業等給付など)のみで生活している方
石狩市国民健康保険・介護保険に加入している方、障害者総合支援法の各種福祉サービスを受けている方、市営住宅に入居している方などは、市・道民税(住民税)申告が必要です。

確定申告書を自分で作成される方は・・

申告書をご自分で作成される方は、各種用紙を市役所1階ロビーに用意していますのでご利用ください。

インターネット環境のある方は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用することで、ご自身で簡単に確定申告書を作成することができます。画面に従って数値を入力するだけで確定申告書が作成できますので、それを印刷し、必要書類を添付して札幌北税務署へ郵送すれば申告が完了します。

◎札幌北税務署
〒001-0031 札幌市北区北31西7・3・1

◎市役所1階15番窓口に税務署へ引き継ぐための箱を用意していますが、引き継ぐ時期が不定期のため、お急ぎの方は直接税務署へ郵送または持参してください。

国税電子申告・納税システム
イータックス
e-Taxをご利用ください

所得税などの国税をインターネットで申告・納税できるシステムです。「e-Tax」を利用するには、電子証明書の取得や、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくは下記国税庁HPをご覧ください。

HP http://www.e-tax.nta.go.jp

申告に必要なもの 必要書類を全てそろえてお越しください

印鑑(認め印)、源泉徴収票の原本、マイナンバーカード(通知カード)のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除など	必要な書類など
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書(一般用、個人年金用、介護医療用)
地震保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続健康保険料の領収書 ・国民年金保険料を納付している方は「国民年金保険料控除証明書」
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害者控除対象者認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課にご相談ください)
医療費控除	・医療費の明細書(高額療養費や入院費給付金、出産育児一時金などの補填されている金額も記入すること)と医療費通知(明細に記載した場合に原本が必要です) ※平成31年分の申告までは、上記に代えて医療費の領収書の添付によることもできます。医療費の合計金額、生命保険などで補填されている金額を計算して持参してください ・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診など一定の取り組みを行った際の領収書または結果通知表
住宅借入金等特別控除	・金融機関から発行されている「年末残高証明書」、税務署から交付されている「住宅借入金等特別控除申告書(住宅借入金等特別控除証明書)」 ※初めて当該控除を受ける方は、札幌北税務署で申告してください
還付金が発生する方	・本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)

マイナンバーを忘れずに！

所得税・住民税の申告始まり

税理士による無料申告相談

日　時　1/28(月)～2/7(木)9時～16時 ※土・日曜除く
場　所　北海道経済センター8階Aホール(札幌市中央区北1西2)
対　象　年金収入または給与収入のある方(不動産の譲渡があった方は除く)
問合せ　札幌北税務署 ☎011・707・5111

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください
※北海道税理士会の協力により運営しています

税務署での確定申告

日　時　2/18(月)～3/15(金)9時～16時 ※土・日曜除く
場所・問合せ　札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1)
☎011・707・5111

※2/24、3/3に限り、日曜も受付ます
※期間中は駐車場が大変混雑するため、公共交通機関をご利用ください

市主催の申告受付

受付できる収入

給与・年金収入、一時所得のみ
※右記に該当する場合を除く

受付できない収入(税務署で申告してください)

①源泉徴収票のない給与収入がある方　②営業や請負などの事業収入のある方
③不動産収入のある方　④報酬のある方　⑤土地、株などの譲渡所得のある方
⑥初年度の住宅借入金等特別控除を受ける方

	受付日	場所	受付時間	番号札配布時間
	1/23(水)～28(月) ※土・日曜除く	市役所1階ロビー(花川北6・1)	午前の部 9時～11時30分	8時30分
			午後の部 13時～16時	11時30分
出張受付期間	1/30(水)～2/1(金)	花川北コミセン(花川北3・2)	午前の部 9時20分～11時30分	9時
出張受付期間			午後の部 13時～16時	11時30分
出張受付期間	2/4(月)	親船会館(親船町60・7)	共通 午前の部 9時45分～11時30分	9時15分
出張受付期間	2/5(火)	八幡コミセン(八幡2・332)	共通 午後の部 13時～16時	11時30分
出張受付期間	2/6(水)～8(金)	花川南コミセン(花川南6・5)	午前の部 9時20分～11時30分	9時
出張受付期間			午後の部 13時～16時	11時30分
	2/12(火)～3/15(金) ※土・日曜除く	市役所1階ロビー(花川北6・1)	午前の部 9時～11時30分	8時30分
			午後の部 13時～16時	11時30分

ご注意ください！

▶1/30(水)～2/8(金)は、市役所ロビーでの受付ができません。また、出張受付では平成30年分のみの申告となります
▶2/18(月)～3/15(金)の間、厚田区と浜益区の各支所でも申告を受付しています ※土・日曜除く
▶平成30年度市・道民税申告(住民税申告)を行った方には市から「案内はがき」を送付していますが、所得税の確定申告をされた方には送付していません。「案内はがき」がなくても申告はできます

問合せ・ご相談

◎**申告や住民税の課税について**
税務課市民税担当　☎72・3119
◎**国民健康保険税について**
国民健康保険課賦課・資格担当　☎72・3123
◎**後期高齢者医療保険料について**
国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当　☎72・3125
◎**障害者控除認定書・介護保険料について**
高齢者支援課　☎72・6121
◎**障害者手帳などについて**
障がい福祉課　☎72・3194
◎**マイナンバーカードの交付について**
市民課　☎72・3165
◎**国民年金保険料の控除証明書・公的年金等の源泉徴収票などについて**
日本年金機構 札幌北年金事務所
☎011・717・4133　所 札幌市北区北24西6・2・12
◎**確定申告全般・所得税の還付について**
札幌北税務署　☎011・707・5111
所 札幌市北区北31西7・3・1
◎**給与所得の源泉徴収票の交付・再発行について**
お勤めしている(していた)事業所
◎**国税庁HP**　HP https://www.nta.go.jp

400万円以下の年金収入の方は確定申告不要？ でも住民税の申告は必要！

■確定申告が不要な場合

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要です。

ただし、この場合であっても、源泉徴収された税額の還付を受けるためには確定申告が必要です。

■確定申告は不要でも、市・道民税(住民税)の申告が必要な場合

下記の条件に当てはまる方は市・道民税(住民税)の申告が必要です。申告を行わない場合、翌年度の市・道民税(住民税)が高くなることがありますのでご注意ください。

1.公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合(所得があれば、住民税申告が必要な場合があります)
2.生命保険料、医療費などの控除追加がある場合
3.「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている項目(本人の控除に関する情報、源泉控除対象配偶者の有無など、控除対象扶養親族の数、障がい者の数など)に変更がある場合
4.年金から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の引き去りが行われている以外にご自身で納付または口座振替されている社会保険料控除の追加がある場合